

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 19 年 3 月 23 日 (金曜日)

議事日程

平成 19 年 3 月 23 日 午前 10 時 5 分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 13 号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 3 議案第 14 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 16 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 17 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 18 号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 19 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 20 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 21 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 26 号 町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 27 号 町道路線の変更について
- 日程第 13 議案第 29 号 大山町鉾戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 14 議案第 30 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 15 議案第 31 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 16 議案第 32 号 平成 19 年度大山町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 33 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 18 議案第 34 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 35 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 20 議案第 36 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 21 議案第 37 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 38 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 39 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 40 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 41 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計予算

- 日程第 26 議案第 42 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 43 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 44 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 45 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 46 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 47 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 48 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 49 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 50 号 平成 19 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 51 号 平成 19 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 36 議案第 68 号 土地の取得について
- 日程第 37 議案第 69 号 町有財産の売払いについて
- 日程第 38 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 39 請願第 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願
- 日程第 40 陳情第 1 号 今在家部落内 大井手端農道舗装に関する陳情
- 日程第 41 陳情第 5 号 WTO・FTA 交渉に関する陳情
- 日程第 42 陳情第 2 号 労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情
- 日程第 43 陳情第 3 号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情
- 日程第 44 陳情第 6 号 「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情
- 日程第 45 陳情第 4 号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情
- 日程第 46 発議案第 3 号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出について
- 日程第 47 発議案第 4 号 WTO・FTA 交渉等に関する意見書の提出について
- 日程第 48 発議案第 5 号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書の提出について
- 日程第 49 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 13 号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 3 議案第 14 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 16 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 5 議案第 17 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 18 号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 19 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 20 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 21 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 26 号 町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 27 号 町道路線の変更について
- 日程第 13 議案第 29 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 14 議案第 30 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 15 議案第 31 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 16 議案第 32 号 平成 19 年度大山町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 33 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 18 議案第 34 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 35 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 20 議案第 36 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 21 議案第 37 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 38 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 39 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 40 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 41 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 26 議案第 42 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 43 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 44 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 45 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 46 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 47 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 48 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 49 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 50 号 平成 19 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 51 号 平成 19 年度大山町索道事業会計予算

- 日程第 36 議案第 68 号 土地の取得について
- 日程第 37 議案第 69 号 町有財産の売払いについて
- 日程第 38 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 39 請願第 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願
- 日程第 40 陳情第 1 号 今在家部落内 大井手端農道舗装に関する陳情
- 日程第 41 陳情第 5 号 W T O ・ F T A 交渉に関する陳情
- 日程第 42 陳情第 2 号 労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情
- 日程第 43 陳情第 3 号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情
- 日程第 44 陳情第 6 号 「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情
- 日程第 45 陳情第 4 号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情
- 日程第 46 発議案第 3 号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出について
- 日程第 47 発議案第 4 号 W T O ・ F T A 交渉等に関する意見書の提出について
- 日程第 48 発議案第 5 号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書の提出について
- 日程第 49 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（20名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	1 0 番 尾 古 博 文
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 二 宮 淳 一	1 6 番 椎 木 学
1 7 番 野 口 俊 明	1 8 番 沢 田 正 己
1 9 番 荒 松 廣 志	2 1 番 鹿 島 功

欠席議員（1名）

2 0 番 西山 富三郎

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿

書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	助役 ……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	代表監査委員 ……………	椎 木 喜久男
大山支所長 ……………	河 崎 博 光	中山支所長 ……………	田 中 豊
総務課長 ……………	諸 遊 雅 照	企画情報課長 ……………	後 藤 透
住民生活課長 ……………	福 田 勝 清	税務課長 ……………	野 間 一 成
地域整備課長 ……………	押 村 彰 文	産業振興課長 ……………	渡 辺 収
水道課長 ……………	小 西 正 記	福祉保健課長 ……………	松 岡 久美子
人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋	教育次長……………	狩 野 実
社会教育課長 ……………	麴 谷 昭 久	幼児教育課長……………	高 木 佐奈江
観光商工課長 ……………	福 留 弘 明	診療所事務局長……………	中 田 豊 三
農業委員会事務局長……………	高 見 公 治		

午前 10 時 5 分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さん、おはようございます。いよいよ本日が定例議会最終日となりました。

ただいまの出席議員数は、20名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

日程第 2 議案第 13 号～日程第 35 議案第 51 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、議案第 13 号 大山町放課後児童クラブ条例の制定についてから、日程第 35、議案第 51 号 平成 19 年度大山町索道事業会計予算まで計 34 議案を一括議題にします。

平成 19 年度予算等審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長、荒松廣志君。

○新年度予算等審査特別委員長（荒松廣志君） 審査結果をご報告いたします。お手元に議長に提出しました報告書の写しを配布しておりますのでそれを見ていただき

いと思います。

平成19年度予算等審査特別委員会報告書、平成19年3月20日、大山町議会議長 鹿島功様、平成19年度予算等審査特別委員長 荒松廣志。

平成19年3月8日平成19年第3回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成19年度予算等審査特別委員会に付託された条例予算等の議案について審査したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、1番事件名として言いますが、議案第13号 大山町放課後児童クラブ条例の制定についてから議案第51号 平成19年度大山町索道事業会計予算までの計34議案であります。

2番目、事件の内容は、当初予算の審査であります。

3番目、審査の経過ですが、付託を受けた34議案について審査の効率化を図るため、議案を常任委員会の所管ごとに分け、平成19年3月12日、13日、14日、16日の4日間それぞれ審査を行いました。各議案について関係課長に質問し、詳細な説明を受けております。19日には、全体審査を行い、各分科会の委員長からそれぞれの審査の報告を受け、質疑を行った後で全体のまとめを行いました。

4番目、審査の結果は付帯意見を付して34議案すべて、可とすべきものと決定いたしました。

5番目、付帯意見ですが、自主財源の確保が困難で財政が厳しい中、指定管理者への委託をはじめ歳出削減に一定の努力はなされているが、特別会計の繰出金他今後さらに福祉介護分野での支出増が予測されるため、歳出削減に一層の努力を求めます。

滞納については、各課の取り組み姿勢に差があり、成果が上がっていない課があるので、なお一層徴収に努力され、その状況を政務報告で報告すること。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これから討論採決を行います。討論・採決は1議案ごとに行います。

議案第13号

○議長（鹿島 功君） これから議案第13号 大山町放課後児童クラブ条例の制定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（鹿島 功君） これから議案第14号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（鹿島 功君） これから議案第16号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（鹿島 功君） これから議案第17号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のと

おり可決されました。

議案第18号

○議長（鹿島 功君） これから議案第18号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（鹿島 功君） これから議案第19号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号

○議長（鹿島 功君） これから議案第20号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 1 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 2 1 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 なし 〕 と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 2 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 2 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 2 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 2 2 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔 なし 〕 と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 2 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 2 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 6 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 2 6 号 町道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 なし 〕 と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 2 6 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 2 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 7 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 2 7 号 町道路線の変更についての討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号

○議長（鹿島 功君） これから議案第29号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号

○議長（鹿島 功君） これから議案第30号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号

○議長（鹿島 功君） これから議案第31号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号

○議長（鹿島 功君） これから議案第32号 平成19年度大山町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号

○議長（鹿島 功君） これから議案第33号 平成18年度大山町土地取得特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（鹿島 功君） これから議案第34号 平成19年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決

定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号

○議長（鹿島 功君） これから議案第35号 平成19年度大山町開拓専用水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（鹿島 功君） これから議案第36号 平成19年度大山町地域休養施設特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号

○議長（鹿島 功君） これから議案第37号 平成19年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（鹿島 功君） これから議案第38号 平成19年度大山町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（鹿島 功君） これから議案第39号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（鹿島 功君） これから議案第40号 平成19年度大山町国民健康保険診療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のと

おり可決されました。

議案第 4 1 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 4 1 号 平成 1 9 年度大山町老人保健特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 4 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 4 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 4 2 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 4 2 号 平成 1 9 年度大山町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 4 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 4 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 4 3 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 4 3 号 平成 1 9 年度大山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 4 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 4 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（鹿島 功君） これから議案第44号 平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（鹿島 功君） これから議案第45号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（鹿島 功君） これから議案第46号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（鹿島 功君） これから議案第47号 平成19年度大山町温泉事業特別会計

予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（鹿島 功君） これから議案第48号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（鹿島 功君） これから議案第49号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（鹿島 功君） これから議案第50号 平成19年度大山町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号

○議長（鹿島 功君） これから議案第51号 平成19年度大山町索道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第68号

○議長（鹿島 功君） 日程第36、議案第68号 土地の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第68号 土地の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、高田工業団地用地として取得するため、県の廃川敷用地を取得したことにより地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しました土地の所在及び表示は、高田字沖河原1221番地4、雑種地27,396平方メートル、高田字沖河原1221番地5、雑種地206平方メートル、高田字沖河原1221番地6、雑種地2,392平方メートル、合計29,994平方メートルであります。取得の目的は高田工業団地用地であります。取得価格は1,469万7,000円であります。契約の相手方は鳥取市東町一丁目220番地鳥取県知事片山善博であります。以上で議案第68号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） ちょっとお聞きしますけれど、この工業団地はいつ取得されたのか、また取得によるこの目的というものを少しご説明願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 取得の時期でございますけれど、平成18年の1月4日でございます。取得目的は、工業団地の用地ということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 工業団地という、その規模というのは示されておられないでしょうか。それと今ちょっと聞こえにくかったんですけれど、期日が。工場を建てるその規模はどのようなものを建てられるか、ちょっと、待ってください。すみません、質問がおかしくなりました。

これは県から町が払い下げとか、買われたということですね、次に出てくるのが今課長がおっしゃった説明書、工業団地ということ、町が工業団地を作るんですか。意味がちょっと分からなかったです。もう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの町長の提案理由の説明にございましたように、目的は工業団地用地でございます。それから取得時期でございますけども、平成18年の1月4日に契約をいたしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） いいですね。13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 休憩でもいいですが、ここであれしときます。番地の中で4、5、6、7とありますけれど、これは6番と7番を売られたんですか。それとも4、5は町の財産として残ってるんですか。もう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの提案は、取得をする土地のみの提案でございます。取得する用地の提案でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） この物件についてが、本日瑕疵が判明したわけでご

ございますけれど、一般的に土地を求めた場合に売り主がその瑕疵の責任を負うというふうに私は考えておりますが、一般的に執行部としては、買った物件に瑕疵があった場合にどのような見解を持っておられるのかお聞きしたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 椎木議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 買った物件に瑕疵があったということになりますと、やはり権利者の方の責任ということになっております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 今、課長の答弁、買った権利者のというふうに聞こえましたが、買った権利者というのは、町ということですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） そのとおりでございます。町でございます。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 不備のある物件を買ったものが、不備の責任を負うわけですね。不備のあるものを売った者でなくて買ったものがそういう見解でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 契約の段階でお互いが気がつかなかった、お互いが確認をしてなかった部分はあったというように思ってます。今おっしゃってますのは、あとから出てきた廃棄物の件だというように理解しておりますので、その処分については町がするという事になっているということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 了解ですか。特別認めます。椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 私はどうしても納得いかないということで。後から分かったというものについてはということをおっしゃいましたけれど、一般的には瑕疵があるものを、両者が、理解探知しえない、感知しえない瑕疵があった場合に、当然元売主に責任があるように理解しておりますけれども、町の見解がそういうことであれば、私はそういうふうに答弁を受けたということで了解いたします。

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第69号

○議長（鹿島 功君） 日程第37、議案第69号 町有財産の売払いについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第69号 町有財産の売払いについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、高田工業団地内で現在操業中の誘致企業の事業拡大による土地の確保の要望を受け、県関係課と協議を重ね議案第68号でご説明しましたとおり、県の廃川敷を取得し、工業用地として売払いを行ったことにより地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。売払いいたしました土地の所在及び表示は高田字沖河原1221番地6、雑種地2,392平方メートル、高田字沖河原1221番地7、雑種地25,933平方メートル、合計28,325平方メートルであります。価格は1,629万4,250円。内訳といたしましては、土地の売払い価格1,387万9,250円、用地内に国有地である道路が南北に通っておりこれを付け替えるための権利者負担費用としての分筆測量委託料241万5,000円であります。売払いの相手方は大阪市淀川区西宮原2丁目1-3ファミリー株式会社代表取締役社長稲田二千武であります。

なお、県より取得しました用地の内、売払いしました用地以外の残地は用地内にありました町水源地1,104平方メートル、水源地から町道への進入路用地358平方メートル及び町の用水路用地206平方メートルであります。以上で議案第69号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 先ほどの68号、69号、これ同一の物件の買ったと売ったとの案件の件でございますが、購入平米数と売払平米数との誤差があります。それは進入路と水道敷地ということを残してあるということですので了解していいですかと

ということが1点と、1, 2 2 1の4というものを購入してあって、4、5があって、売ったのは6番と7番ということになっていますが、これは分筆の際に生じたものであるのか、それから、購入取得金額が1, 4 6 9万7, 0 0 0円、売った価格が1, 6 2 9万4, 2 5 0円ということで、分筆料に2 4 1万5, 0 0 0円かかっていますが、差し引きしますと8 1万6, 7 5 0円、という儲けということになっておりますが、先ほど同僚議員が瑕疵の問題しました。質問されました。それに対して、この処理費が予算案にのってましたと思いますが、5 0 0万で可決になってる。ということは約4 1 8万いくらの町としてはマイナスになりますが、それをどのように考えておられますか。説明願います。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） まず土地代のことでございますけれど、先ほど来ありますように、土地代につきましては、平米あたりの土地代と、それから測量の委託料を含めた金額で売り渡しをいたしております。

それから土地の表示の件につきましては、これは分筆による表示の違いでございます。それから取得と売り払いの面積が違うということでございますけれど、これにつきましても水道用地なり、赤線、それから進入路等、面積の違うものでございます。以上でございます。

それから廃棄物の処理のこれ以外にあるんじゃないかということでございまして、実は先ほど来、言っておりますその辺が県との、町との契約の段階で明らかになって分からなかった部分がございます。それで取得者である町の方が県の方と協議いたしまして、廃棄物の処分をいたしたところでございます。以上でございます。

この処分費につきましては、県からの補助金を半額いただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 町長、所感をということがあったですけど、川島議員の方から。感想を述べよというような話もあったんでしょ。川島議員。そのことについてということがあったもので、4 8 0万マイナスになつとるということで。

○町長（山口隆之君） 先ほど来、課長が答弁したとおりでございまして、この不法投棄物の処理と、それから土地の売り払いについては別ものというふうに考えております。したがって先ほど申し上げましたように不法投棄の物件につきましては県と町で処理をしたということでございまして、この価格の中には含まれていないということの考え方で整理をさせていただいているところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） ということは単純に考えれば、250万の処理費を県と町とが持った、持ってそれは処分したということになります。利益は81万6,750円ありますから168万3,250円くらいのマイナスになってるんじゃないかというふうに財政の方からとしては考えられますが、お互いが知らなかったらという感覚もあるかもしれません。ただ当初、売り払いの予定したときにはもうちょっと金額が高かったように記憶しております。そして調整されたようにも記憶しておりますが、あそこは従前に平井組の自社の生コン工場があったところで、これは皆さんご存知だと思います。それを処分するときにコンクリートガラが出るということは、想像出来たはずですよ。それから奥の方にタイヤとか車とかトタンとかそういったものが結構、今現在も固めてあります。それは予想つかなかったことでしょうけれども、そのコンクリートガラが出るということは予想ついたんじゃないかと考えます。まあ分からなかったからいた仕方ないというふうにも感じるのを感じるのですが、細部に考えたらそういったことは予測できたんじゃないかというふうにも思いますし、右から左と企業誘致ということで、購入した土地を右から左、そう儲けなくてもという考えもあったんじゃないかと思いますが、それなりか、やはり考えを方を持って、購入価格はされるのが妥当ではなかったかというふうに感じますが、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 答弁させていただきますが、この件に関しましては以前ご説明差し上げましたように、ファミリー株式会社さんが隣接地に増設をするために用地を取得したいという計画をお示しをいただきました。そういった中でわれわれとしては、これは県の施設であります廃川敷でありますので、県の方と協議を進める中で県から払い下げを受け、そして一度町が取得をしてファミリーさんに売り渡すという形を取らしていただいたところであります。従って今回の場合、町といたしましては、町が造成をして高田の下の団地と同じように町が造成をして売買するという考え方でなくて、町が取得したものを現状のままでファミリー株式会社に譲渡をするというふうな計画を進めてきたところでありますので、先ほど来出ておりますような80万というものも町が取得をする中で利益を得たというふうには思っておりません。だから土地代について必要な単価、県から払い下げでいただいた単価に対しての面積を乗じて、かけてそういった中であと必要かかった経費、必要経費、登記とかいろんな経費をプラスして売買価格として購入いただいたということで進めてきておるものであります。

従って先ほど来、おっしゃるようなことというのは、私どもとしても予測はしておりませんでした、認識はしておりませんでした。で、県としてもそういった中で町との売買契約をしたわけでありまして、で、取得後、そういった状況が見えたというところの中で県と協議をする中で、廃棄物の処理を一緒に対応したという考え方でこの部

分をファミリーさん、取得されたファミリーさんにこの廃棄物の処理費を上乗せすると、持っていただくというようなことは少しわれわれとしてはそういうことはできないだろうということで、町の責任の中で処分させていただき、県の協力をいただいたという考え方でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第38 諮問第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第38、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ご上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明をいたします。本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに金田千義さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。金田さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じ、適任と考え推薦するものであります。

金田さんは、長年にわたり県立米子工業高校に勤務され、退職後は、平成15年度から名和町人権教育推進員としてご指導を賜り、合併後におきましても引き続き、本町の人権教育推進員としてご尽力をいただいているところであります。また、日本赤十字社鳥取県安全赤十字奉仕団委員長としてもご活躍中であります。

なお、発令期間は、平成19年7月1日から平成22年6月30日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） ここで小原力三君から退席の申し出がありますので、許可いたします。

（小原力三君 退席）

日程第39 請願第1号～日程第41 陳情第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第39、請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願から、日程第41、陳情第5号 WTO・FTA交渉に関する陳情まで計3件を一括議題とします。経済建設常任委員会の審査結果の報告を求めます西尾副委員長。

○経済建設常任副委員長（西尾寿博君） 委員長が退席されたので、私が変わりました報告させていただきます。

ただいま議題となりました請願1件と陳情2件について、経済建設常任委員会の審査結果の報告の説明をいたします。なお、お手元の簡単な報告書を見ていただき、少し説明を加えながら報告いたします。

審査年月日は、平成19年3月13日と15日、審査人員は全員の7名です。

まず、請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願は、旧大山町時代から陳情として提出され、採択されてきたものであります。

県道大山佐摩線の阿弥陀川にかかる幅員の狭い橋の改良、住宅裏山の崩壊防止のための治山事業、住宅手前で直角に曲がる県道の改良など、住民の安全に密着した請願であり、採択すべきものと決しました。

次に陳情第1号は、今在家部落内 大井手端農道舗装に関する陳情であります。陳情内容は、約180メートルの農道の舗装であります。

本来であれば、ほ場整備の際に舗装をしておくべき道路であります。当時は反対者がいて舗装ができなかったということでもあります。今となっては、なかなかこれといった補助事業は少ない状況ではありますが、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号は、WTO・FTA交渉に関する陳情であります。これまで何回も採択している陳情であります。

昨年12月にオーストラリアとの交渉に入ることで合意がされたということで、もし牛肉や乳製品、小麦、砂糖などの関税が撤廃されることになると、国内生産が約8、

000億円減少し、大山町にとっても影響は大きいものと思われます。よって願意妥当とし、採択すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次に陳情第1号 今在家部落内大井手端農道舗装に関する陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第5号 WTO・FTA交渉に関する陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第5号は、副委員長の報告のとおり採択することに決定しました。ここで暫時休憩をいたします。10分休憩します。再開は11時10分です。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

日程第42 陳情第2号から日程第44 陳情第6号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第42、陳情第2号 労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情から、日程第44、陳情第6号「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情まで計3件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 沢田正己君。

○総務常任委員長（沢田正己君） ただいま議題になりました陳情3件について、審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成19年3月13日、審査人員は7名です。はじめに、陳情第2号は、労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情です。

主な意見は、都会の優良企業については、陳情どおりになって欲しいが、地方においてはまだ景気が悪く、陳情の趣旨は理解できるが、全面的な受け入れはできないというもので、趣旨採択すべきものと決しました。

次に陳情第3号は、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情です。市町村も施設等を指定管理に出すなど費用削減に努力しております。国も国家公務員を減らす方向でスリム化を図っており、陳情は時代に逆行するもので、不採択すべきものと決しました。

次に陳情第6号は、「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情です。憲法を改正する手続きの法案であり、頭から憲法改正に反対というこの陳情は不採択すべきものと決しました。以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第2号 労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第3号は、不採択にすることに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第6号 「憲法改正手続法案」の慎重審議を求める陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第6号は、不採択にすることに決

定しました。

日程第45 陳情第4号

○議長（鹿島 功君） 日程第45、陳情第4号「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 野口俊明君。

○教育民生常任委員長（野口俊明君） ただいま議題になりました陳情第4号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成19年3月14日、7人の委員全員で審査いたしました。

陳情内容は、少子化対策、子育て支援の充実が喫緊の課題になっており、地方自治体の財政が厳しい中、現行保育制度を維持拡充していくためには、国の予算拡充が必要であるというものです。

願意は妥当であると認め、採択すべきものと決しました。なお、少数意見の留保はございません。以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第4号の質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第46 発議案第3号～日程第47 発議案第4号

○議長（鹿島 功君） 日程第46、発議案第3号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出についてから、日程第47、発議案第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書の提出についてまで、計2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 西尾寿博君。

○提出者（2番 西尾寿博君） 委員長が退席したため、私が変わって説明いたします。

ただいま議題となりました発議案第3号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出についてと、発議案第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書の提出について提案理由の説明をいたします。お手元に配布してありますので、それをお読みになってください。

まず、発議案第3号は、請願第1号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

発議案第3号 豊房地区の環境整備に関する意見書、次のとおり豊房地区の環境整備の早急な実施を管理者の県に対して強く要請いたします。

1. 県道大山佐摩線前橋の改修整備について、県道大山佐摩線の阿弥陀川にかかる前橋は、軽自動車しかすれ違いができず、橋の手前で待機しなければならないほど幅員が狭い状態であります。以前、橋を歩行中の子どもが自動車にひき逃げされるなど、住民の不安は大きく、一日も早い改修が必要であります。

2. 別所部落向林谷の治山事業について、別所部落の住宅の裏山は大雨のたびに崩壊が続いており、非常に危険な状態にあります。これまでも20年も前から工事が実施されておりますが、残った部分の一日も早い整備が必要であります。

3. 県道大山佐摩線の別所地内の急カーブの線形改良について、この県道は、部落の手前で直角に曲がっており、南側から下ってきた自動車が民家に突っ込む事故が起きるなど早急な整備が必要であります。

以上、県におかれては整備を早急に実施され、住民の安心・安全を確保されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成19年3月23日、鳥取県西伯郡大山町議会、宛先は、鳥取県知事宛でございます。

続きまして、発議案第4号は、陳情第5号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは意見書を朗読いたします。

発議案第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書、WTO（世界貿易機関）交渉の進展が見られない中、2国間によるFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の動きが加速している状況にある。

特に、昨年12月、政府はオーストラリアとのFTA・EPA締結に向けて交渉に入ることで合意したことから、交渉結果如何では日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

農産物輸出大国のオーストラリアからの輸入農産物は、牛肉や乳製品、小麦、砂糖など、大半が日本にとって高関税で守られた重要品目である。農林水産省の試算によると、これら4品目の関税が撤廃された場合、国内生産が約8,000億円減少し、関連産業を含めると被害は甚大としている。オーストラリアとの間で協定締結となれば、アメリカ・カナダにも同様に市場開放せざるを得ないこととなり、日本農業は壊滅しかねない。

このため、WTO・FTAなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう、

下記のとおり要請する。

記、1. WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることをないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給能力の向上を要求し、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう毅然とした姿勢で対応すること。

2. FTA・EPA交渉にあたっては、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした対応をすること。特に、日豪FTA交渉では、農産物の関税撤廃とならないよう確固たる態度で対応すること。

3. WTO・FTA・EPA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成19年3月23日、鳥取県西伯郡大山町議会、宛先は衆参両院議長・内閣総理大臣・農林水産大臣宛でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第3号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第48 発議案第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第48、発議案第5号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改正」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出について議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 野口俊明君。

○提出者（17番 野口俊明君） ただいま議題となりました発議案第5号 「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

本案は陳情第4号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書、少子化がますます深刻になるなかで、子育て環境の整備、なかでも地域の子育て支援策の中核施設といえる保育所に対する住民の期待もますます高まっています。いまや保育・学童保育・子育て支援に関わる施策の改善は喫緊の課題です。

しかしながら、地方自治体は国の行財政改革により財政負担の増大を強いられ、長年の努力で積み上げてきた施策の維持・拡充が困難になっています。

いま、少子化対策、次世代育成支援策を国・自治体をあげて推進することが重要な政策課題となっていますが、保育の実施に責任を負う地方自治体において施策の前進をはかるためには、国と自治体が保育に対して責任を負う現行制度のもとで、国家的な基準（最低基準）の底上げと、財政の後押しが必要不可欠です。

よって、大山町議会は、政府に対し、現行保育制度の堅持・拡充、保育所最低基準の抜本的改善、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年3月23日、鳥取県大山町議会、宛先内閣総理大臣・厚生労働大臣・少子化対策担当大臣であります。以上報告終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第5号についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第49 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第49、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成19年第3回大山町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前11時33分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員